デジタル版
2025年
08月28日号
Vol. 173

成岡マネジメントオフィス事務所通信

NMO OfficeLetter

2025年度も最低賃金大幅アップの答申

8月上旬厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会が、63円から64円、率にして6.0%という大幅な最低賃金のアップを答申した。今後は、これを目安に各都道府県で調整が行われ、具体的な金額が決定される。実際には10月以降の賃金の改訂に反映される。2020年代に1500円の最低賃金の到達を目指す政府としては譲れなかったという事情が垣間見える。

＜解説＞今年度の議論の展開は異例となった。終盤に赤沢担当大臣が水面下で議論に介入したり、通常4回程度の回数で済む会合が7回に及んだり、終始異例の展開の末の結論だった。この委員会に政府が直接介入することはできないという建前だが、前代未聞の介入として、禍根を残す可能性がある。最低賃金は、根拠となる法律に基づき、①労働者の生計費の実態　②賃金の動向　③企業の支払い能力　の3つの要素を十分検討し、決定する。経営者と労働者、有識者である公益委員の3者で十分討議され答申される。委員会が改定額の目安を示し、政府は議論に参加しないのが、原則だ。しかし、今回は執拗に担当大臣が介入し、通常4回くらいで終了するところ、7回までの回数になった。石破首相が2020年代に全国平均で1500円の最低賃金を目指すという目標を掲げているという事情もある。この政府介入に、経営者側は猛烈に反発し、大幅な人件費の増加に直接つながる今回のような答申は認められないと、会合も7回の長期に及んだ。問題は、これだけの高額の賃上げを吸収できる中小企業がどれくらいあるか、多くの事業者が賃上げを行ったことで人件費倒産しないか、などの懸念が表明されている。ただでさえ、昨今企業倒産が増えているという現実があり、いくら支援の補助金などが連続的にぶちあげられても、これら人件費の高騰が経営を圧迫するほうが大きいだろう。必然的に賃上げができる体力のある事業者だけが生き残るという、淘汰選別の時代に入ると思われる。人口減少と同じように、事業者数の減少が始まるだろう。この最低賃金の増額が、生き残るためのゼロサムゲームの幕開けになる。やっと昨年度の賃上げを末端価格の回収でクリアーできたと思ったら、またぞろ高額な賃上げの答申が出された。もう、毎年これらの賃上げを実行に移すのは、自殺行為になる。果たして、この難局をどう乗り越えるのか。ある商工会議所の担当者の試算では、この一連の高額の賃上げが続けば、2～3割の中小事業者は倒産もしくは廃業を余儀なくされるとの報告もある。高賃金を払える企業への労働シフトが始まるのか。

2025年度の都道府県別の最低賃金目安一覧（円）

都道府県	引上げ額の目安	2025年度目安額	都道府県	引上げ額の目安	2025年度目安額	都道府県	引上げ額の目安	2025年度目安額
東京	63	1226	富山	63	1061	鳥取	64	1021
神奈川	63	1225	長野	63	1061	愛媛	63	1019
大阪	63	1177	福岡	63	1055	佐賀	64	1020
埼玉	63	1141	山梨	63	1051	福島	63	1018
愛知	63	1140	奈良	63	1049	山形	64	1019
千葉	63	1139	群馬	63	1048	大分	64	1018
京都	63	1121	新潟	63	1048	青森	64	1017
兵庫	63	1115	石川	63	1047	長崎	64	1017
静岡	63	1097	福井	63	1047	鹿児島	64	1017
三重	63	1086	岡山	63	1045	熊本	64	1016
広島	63	1085	和歌山	63	1043	高知	64	1016
滋賀	63	1080	徳島	63	1043	宮崎	64	1016
北海道	63	1073	山口	63	1042	沖縄	64	1016
茨城	63	1068	宮城	63	1036	岩手	64	1106
栃木	63	1067	香川	63	1033	秋田	64	1015
岐阜	63	1064	島根	63	1025			

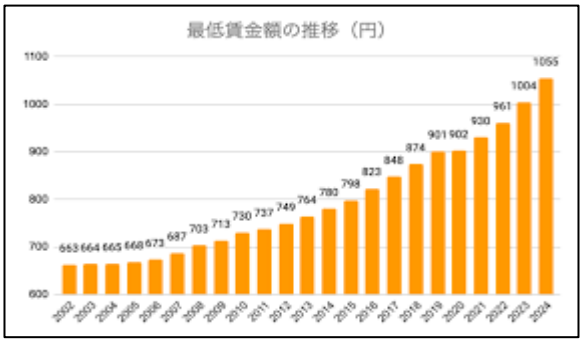

BUSINESS MANAGEMENT&COORDINATION
株式会社成岡マネジメントオフィス
〒616-8104　京都市右京区太秦下刑部町170
プレサンスロジェ太秦天神川駅前613
TEL:075-366-6611　FAX:075-366-6100　info@nmo.ne.jp

Copyright (C) Naruoka Management Office. All rights reserved.